

個人情報の取り扱いおよびコンプライアンスに関する規程

第1条（総則）

一般社団法人日本超音波検査学会（以下「本学会」）は、「個人情報の取り扱いおよびコンプライアンスに関する規程」を次のとおり定める。

第2条（個人情報保護の観点からの注意）

個人が特定され得る以下の情報については、発表者の責任において完全に削除する。

1. 患者氏名（イニシャルも不可）
2. 住所、患者ID
3. 検査日時
4. 施設名
5. その他、個人の特定につながる可能性のあるすべての情報

第3条（コンプライアンス（著作権）の観点からの注意）

発表資料に使用する図表、イラスト、写真、動画などは、原則として自身で作図・作成したオリジナルのものを使用する。他の著作者による著作物を引用または転載する場合には以下の手続きを経るものとする。

1. 著作権を有する著作物（図、表、写真、イラスト、動画など）を引用する場合は、必ず出典を明記する。
2. Webサイトからの引用した場合にはURLなどを含めて記載する。Webサイトにおいて著作権フリーとされている画像でも、公開使用を禁止されている場合があるため、必ず利用規約等から著作物の使用に問題がないことを確認する。
3. 引用の範囲を超える転載（複製・改変利用）が必要な場合は、発表者自身が著作者へ事前に連絡し、必要な許諾手続きを完了させておく。
4. AIツールを用いて図表や画像を生成した場合は、スライド内に「AIにより生成」と記載する。
5. 他施設から提供された写真や動画を使用する場合は、事前に利用に関する許諾を得て、その旨（例：「〇〇より借用」）を明記する。

第4条（著作権の侵害）

著作物の不正使用などにより著作権の侵害が判明した場合、発表者がその責を負う。

第5条（利益相反（COI）の開示）

発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体との間の利益相反状態について、発表スライドの冒頭に必ず開示する。開示対象となるのは、発表内容に関連する研究費、講演料、特許権、株式保有など、金銭的関係性を含み、詳細は別途定める「一般社団法人日本超音波検査学会の利益相反の取り扱いに関する規程」に従う。利益相反状態がない場合にも必ず「利益相反なし」と開示する。

附則

1. この規程は、2025年12月6日より施行する。
2. この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。